

節供と云べくは此月日なるべしと記し、同書に、或は元日を除きて七日を加へ、七夕を除き亥日を加へ、又は十一月十一日を加へて六度とするは當らざる由を論せり。されども近來、七日を五季の一とするもの多し。若菜の祝ひの事いにしへは上の子の日を用ひて、七日と定らず、宇多天皇寛平八年閏正月六日、子日の宴ありし事、扶桑略記に見え、菅家文草に、此時扈從せられし事を記して、倚松根以摩腰、和菜羹而啜口とある。子日の證とすべし。たまく七日に設けしは、延暦十一年なり、天暦四年二月廿九日にも若菜を奉りし事あり、唯禁中古來より七日の大儀は、白馬の節會にて、小陽の日陽獸を御覽ある由縁なり。立春に若水飲み、子の日に若菜を喫するがごとき、皆新年に齡を延る祝賀の一事なりしを、中古に至り、たまく一人日にあたれるより因循し、又荆楚歲時記に、正月七日爲人日、以七種菜爲羹といふ説によりて、遂に七日の事と定まりしならん。武家に於ては、白馬の節なれば、只中古の例によりて、七種の菜羹を祝ふまでにて、節日といふにはあらず。元和二年正月、この祝ひの舊儀を摺紳家に尋ね給ひし時、諸家より記し進らする所的當ならざるにより、只世俗の流例に玄たがひて定め給へり。此時一條家にては、人日の説を主として、五節供のはじめなるよし記し出されたる、杜撰といふべし。これらの説に雷同せしか、寛文十一年の柳營年中行事、及び諸記録に、多く五節供の一とするは誤なり。殿中七日儀式を考ふるに、上巳端午のごとき盛禮にあらず、令條に年始五節供とするは、歲首の大儀は規模盛大にして、餘日に比准しがたきにより、ことさらに提記したるを、世人や、もすれば、五の字に泥みて七日を加へ、或は八朔を其一とするものあり、故に今八朔の來由を玄るす因みに聊筆記して、五佳節の一は正月三元なる事を辨す。○中略

天保癸巳季冬上澣

〔年中行事秘抄 正月〕十五日主水司獻御粥事付女房

安藤熟之述